

「一般事業主行動計画」公表について

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業者は、仕事と子育ての両立を図るために一般事業主行動計画を策定し、策定した旨を労働局長あてに届け出るとともに、一般への公表及び労働者への周知を行うことが義務付けられております。杉江電機工業では、2015 年 2 月に一般事業主行動計画を策定し取り組んでまいりましたが、Super Energie Connection でも引き続き取り組むこととなりましたので、お知らせいたします。

次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。この法律は平成 26 年度末までの時限立法でありましたが、法改正により法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

一般事業主行動計画とは

企業が社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間(2)目標(3)目標達成のための対策を定めるものであり、次世代育成支援対策に関する計画です。

株式会社 Super Energie Connection 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員が能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。
(杉江電機工業のものを引き継ぎます)

1. 計画期間 平成 27 年 2 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日

2. 内 容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための
雇用環境の整備

目標 1 : 「子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進」

＜対策＞

平成 27 年 2 月～ 子どもが生まれる際の父親の休暇について社内調査実施

平成 27 年 3 月～ 周知方法について決定

平成 27 年 3 月～ 特別休暇(配偶者の出産)の周知を行う

1 以外の次世代育成支援対策に関する事項

**目標 2 : 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる
「子ども参観日」の実施**

<対策>

平成 27 年 3 月～ 平成 27 年度中に実施出来るよう検討

【賃金等の取り扱い】

配偶者の出産に伴う特別休暇を請求する場合は、所属長に出産予定日等で 1 ヶ月前に申請を行わなければならない。

特別休暇については 1 日を上限とし有給とする。